

令和5年9月6日開催

第5回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和5年度 第5回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和5年9月6日(水)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 13時58分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 12人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	1番	梶田	政實
委	員	3番	菅井	誠
委	員	4番	笹原	仁
委	員	8番	鈴木	和弘
委	員	9番	岡田	一司
委	員	11番	大河原	正一
委	員	12番	大村	明
委	員	13番	須藤	智弘
委	員	14番	西原	弘子
委	員	15番	原田	喜一郎

5. 欠席委員 6人

委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	5番	西	美紀
委	員	6番	菅井	美德
委	員	7番	林	秀和
委	員	10番	石山	幸一
委	員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	1番	梶田	政實
委	員	9番	岡田	一司

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 係長 原 吉生

第3 議案第1号 農地法第3条による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業振興地域整備計画(農用地区域除外)について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 あっせん委員の指名について

議案第6号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長 広瀬 淳次
農地・農業振興担当係長 原 吉生

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和5年度第5回（R5.9.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員12名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、1番 梶田委員、9番 岡田委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

事務局長 それでは、第5回遠軽町農業委員会総会 諸般の報告をいたします。まず、令和5年7月4日、第4回農業委員会総会を開催しております。次に7月5日、農業委員会事務局長研修会が札幌市であり、広瀬事務局長が出席しております。7月14日、農業委員会連合会事務局長会議が北見市であり、広瀬事務局長が出席しております。次に、8月7日、オホーツク農業委員会連合会臨時総会が北見市で開催され、新国会長と広瀬事務局長が出席しております。8月8日、ブロック別農業委員会職員研修会が北見市であり、原係長が出席しております。9月5日から6日、農業委員会サポートシステム等操作研修会が札幌市で開催され、菊地専門員が出席しております。今後の予定といたしましては、令和5年10月16日、第6回農業委員会総会を開催する予定でございます。

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようですから、本日の総会議案の審議に入ります。

議案第1号

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地法第3条の規定による許可申請について下記のとおり提出があったので許可の可否について議決を求める。令和5年9月6日提出。遠軽町農業委員会会長 新国 純一。

整理番号2 所有権移転です。所在「●●●」、地番「●●外1筆」、

公募地目・現況地目共に「畑」、面積「2筆計1, 815㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、労働力「●●●●3名」、経営面積「414, 437㎡」、申請理由・譲渡人「譲受人の希望による」、譲受人「経営規模拡大のため」。申請地は国有農地であり、すでに牧草地となっており今回、売り払いするものであります。位置図は、3ページをご参照願います。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号「整理番号2」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第1号「整理番号2」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(意義なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 4ページをお開きください。議案第2号「農地法第5条(所有権移転)の規定による許可申請について」。農地について、別紙のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、同法第5条第1項の規定により許可する。令和5年9月6日提出。遠軽町農業委員会会長 新国 純一。

5ページをお開きください。1 申請人の住所氏名、譲渡人「旭川市●●● ●● ●●」、譲受人「紋別郡遠軽町●●● ●● ●●」。2 申請の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、地目公募「田」、現況「畑」、面積「441㎡」。3 申請の理由、譲渡人「譲受人の強い要望により譲渡したい」、譲受人「借家に住んでいるため自己住宅建築用地として譲り受けたい」。4 施設の概要、名称「住宅」、棟数「1」、面積「161.47㎡」。申請地は、都市計画区域内にあり第1種低層住居専用地域内にある農地であり、農地区分は第三種農地で転用可能な箇所であります。位置図については、6ページをご参照願います。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」の5件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 7ページをお開きください。議案第3号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、遠軽町からの別紙のとおり農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）についての意見を求められたので、これを承認する。令和5年9月6日提出。遠軽町農業委員会会長 新国 純一。

8ページをお開きください。その1 1 農用地区域除外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●の内外全5筆」、現況地目「原野」、面積「5筆合計64,208.84㎡」、2 農用地区域除外後の土地利用計画「植林のため」、3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「64,208.84㎡」、4 農用地区域除外の理由「植林のため」。位置図については、13ページをご参照願います。

続きまして、その2。1 農用地区域外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●外1筆」、現況地目「宅地」、面積「2筆合計249.44㎡」、2 農用地区域除外後の土地利用計画「一般住宅建設のため」、3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「249.44㎡」、4 農用地区域除外の理由「一般住宅建設のため」。位置図については、14ページをご参照願います。

続きまして、その3。1 農用地区域除外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、現況地目「山林」、面積「23,353㎡」、2 農用地区域除外後の土地利用計画「太陽光発電設備設置のため」、3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「23,353㎡」、4 農用地区域除外の理由「太陽光発電設備設置のため」。位置図については、15ページをご参照願います。

続きまして、その4。1 農用地区域除外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●の内」、現況地目「畑」、面積「36㎡」、2 農用地区域除外後の土地利用計画「電気通信設備設置のため」、3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「36㎡」、農用地区域除外の理由「電気通信設備設置のため」。位置図については、16ページをご参照願います。

続きまして、その5。1 農用地区域除外の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●の内全4筆」、現況地目「雑種地」「原野」、面積「4筆合計9,476㎡」、2 農用地区域除外後の土地利用計画「太陽光発電設備設置のため」、3 農用地区域除外後の土地利用計画面積「9,476㎡」、4 農用地区域除外の理由「太陽光発電設備設置のため」。位置図については、17ページをご参照願います。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号（その1）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号（その2）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号（その3）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号（その4）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号（その5）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の2件を議題といたします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 18ページをお開きください。議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」。遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和5年9月6日提出。遠軽町農業委員会会長 新国 純一。
議案書をご覧ください。

整理番号27、所有権移転でございます。所在「●●●●」「●●●●」、地番「●●外全10筆」、公募地目「畑」「原野」、現況地目「畑」、面積「10筆合計113,424㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和5年9月15日」、支払期限「令和6年3月29日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆7,624,000円」、支払方法「指定口座振込」。

整理番号28、所在「●●●●」、地番「●●外全8筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「8筆合計77,451㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和5年9月15日」・支払期限「令和5年12月27日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆7,700,000円」、支払方法「指定口座振込」。これは、保有合理化事業による売買になります。位置図については、20ページをご参照願います。
以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第4号「整理番号27」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 これより、議案第5号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 次に、議案第5号「その2」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 次に、議案第5号「その3」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、議案第5号「その1」のあっせん委員は、8番 鈴木委員、10番 石山委員。同じく「その2」のあっせん委員は、2番 佐藤委員、13番 須藤委員。同じく「その3」のあっせん委員は、4番 笹原委員、7番 林委員。をそれぞれ指名します。

各委員は、よろしくお願いします。

議 長 次に、議案第6号「現況証明願いについて」の3件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 32ページをお開きください。議案第6号「現況証明願いについて」。別紙の者の所有に係る土地について、現況証明願出があったので、願出のとおり現況証明書を交付する。令和5年9月6日提出。遠軽町農業委員会 会長 新国 純一。

33ページをお開きください。別紙 整理番号10、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●」、地目公簿「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「2,009㎡」、申請者住所「遠軽町●●●●」、氏名「●●●●●●●●」、理由「地目変更登記」。整理番号10については、農業振興地域例外地であり、現況は山林になっており、農地以外への地目変更はやむを得ないと考えます。位置図については、34ページをご参照願います。

整理番号11、所在「遠軽町●●●●」、地番「●●●●外1筆」、地目公募「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「2筆合計2,036㎡」、

申請者住所「札幌市●●●」氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。整理番号11については、農業振興地域例外地であり、現況は原野になっており、農地以外への地目変更はやむを得ないと考えます。位置図については、35ページをご参照願います。

続きまして、整理番号12、所在「遠軽町●●●」、地番「●●外1筆」、地目公募「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「2筆合計1,787㎡」、申請者住所「遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。整理番号12については、宅地と原野の部分を今回分筆し整理するものです。農地以外への地目変更はやむを得ないと考えます。位置図については、36ページをご参照願います。

議 長 これより、議案第6号「整理番号10」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第6号「整理番号11」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第6号「整理番号12」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和5年度第5回遠軽町農業委員会総会を閉会します。